

9月30日まで延長しています

謹啓

平素よりお引き立てを賜り深く御礼申し上げます。  
当センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、マスター認定証の有効期限が平成32年(令和2年)3月31日となっている方の有効期間の延長、並びに更新手続きの期限を2020年3月31日から同年~~6月30日~~まで延長しております。(更新手続きとは、更新申請、顔写真提出、更新要件充足、更新手数料決済の4項目の手続きを指します。)

【ご注意ください】平成27年4月1日より告知しております通り、登録制度の改正により更新手続きが完了されないまま上記期限を過ぎますと、原則、登録は抹消となり、再度登録をおこなうためには、不動産コンサルティング技能試験に合格をしていただくことが必要となります。

今後、感染症拡大の影響により状況が変わる可能性もございます。最新の状況につきましては、当センターのホームページでご案内をいたしますので、ご確認をお願いいたします。

更新手続きの詳細については、当センターのホームページ内URL「不動産コンサルティング技能試験・登録～更新申請手続きについて」内の有効期限が2020/3/31の方をご参照ください。

<https://www.retpc.jp/consul/koushin/>

ご不明の点は下記までご連絡ください。 謹白



〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30

サウスヒル永田町 8階

公益財団法人 不動産流通推進センター

コンサルティング係 TEL 03-5843-2079

(11:00~15:00 土日祝・第1,3金曜を除く)

郵便はがき



【必ずお読みください】公認不動産コンサルティングマスターのご登録に関する重要なお知らせです。